

大阪市告示第447号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第21条第2項の規定により環境影響評価書（以下「評価書」という。）の提出を、また、条例第25条第2項の規定により事後調査計画書の提出を受けたので、条例第22条第1項及び第25条第3項の規定により次の1のとおり公告する。なお、評価書及び事後調査計画書の写しの縦覧については次の2のとおりとする。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

1 評価書及び事後調査計画書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
関電不動産開発株式会社	代表取締役社長 福本 恵美	大阪市北区中之島三丁目3番 23号
NTT都市開発株式会社	代表取締役社長 池田 康	東京都千代田区外神田四丁目 14番1号
住友商事株式会社	代表取締役 上野 真吾	東京都千代田区大手町二丁目 3番2号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

ア 名称

（仮称）中之島五丁目3番地計画

イ 種類

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に掲げる延べ面積が100,000平方メートル以上で、かつ、同項第6号に掲げる建築物の高さが150メートル以上であるものに限る。）の新築の事業

ウ 規模

延べ面積 約129,000平方メートル、建物高さ 約205メートル

(3) 対象事業の実施を予定している区域

大阪市北区中之島五丁目3

(4) 関係地域

大阪市北区、福島区、中央区及び西区

(5) 提出年月日

令和8年3月16日

2 評価書及び事後調査計画書の写しの縦覧

(1) 縦覧に供する場所

ア 評価書の写し

(ア) 大阪市環境局環境管理部環境管理課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

(イ) 関電不動産開発株式会社 会議室1408(Rose) (事業者が提供する縦覧場所)

大阪市北区中之島三丁目3番23号 中之島ダイビル14階

(ウ) 大阪市北区役所 1階区民交流プラザ

大阪市北区扇町二丁目1番27号

(エ) 大阪市福島区役所 1階正面玄関付近

大阪市福島区大開一丁目8番1号

(オ) 大阪市中央区役所 1階区民情報コーナー

大阪市中央区久太郎町一丁目2番27号

(カ) 大阪市西区役所 5階フロア

大阪市西区新町四丁目5番14号

(キ) 大阪市環境局総務部総務課

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目5番1号 あべのルシアス13階

イ 事後調査計画書の写し

大阪市環境局環境管理部環境管理課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T C ビル O ' s 棟南館5階

(2) 縦覧期間

令和8年3月31日（火）から同年4月30日（木）まで

(3) 縦覧時間

日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

(4) インターネットを利用した方法で行う縦覧

大阪市環境局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011010.html>)

(環境局環境管理部環境管理課)